

路面電車ネットワーク検討会 規約

(設置)

第1条 路面電車の延伸・環状化を含めた将来の路面電車ネットワークについて、広く意見を聴取することを目的に、「路面電車ネットワーク検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 路面電車のネットワークのルートに関すること。
- (2) 路面電車のネットワークによる道路交通に与える影響に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

(座長)

第4条 検討会には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が必要と認めたとき招集し、座長が進行する。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は必要に応じて、検討会に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 検討会は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和元年8月27日から施行する。

別表（第3条関係）

《委員》

所属		氏名
学識経験者	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授 阿部 宏史
利用者代表	岡山市連合町内会	会長 久世 英一
	岡山市連合婦人会	会長 塩見 楨子
	岡山市障害者団体連合会	会長 宮本 敏行
公共交通事業者	鉄道	課長 久保 聡志
	路面電車	代表取締役専務 磯野 省吾
	バス	会長理事 永山 久人
	タクシー	会長 梶川 政文
経済	岡山商工会議所 都市交通委員会	委員長 若林 昭吾
観光・産業	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会	専務理事 西 正尚
警察	岡山県警察本部 交通部 交通規制課	課長 古井 武徳
道路管理者	国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所	所長 松野 栄明
	岡山市 都市整備局	局長 林 恭生
行政	国土交通省	支局長 平賀 哲二
	岡山市	都市・交通・公園担当局長 栗田 泰正

《オブザーバー》

所属		氏名
オブザーバー	国土交通省 中国運輸局 交通政策部 交通企画課	課長 丹呉 允
	国土交通省 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課長 辻野 満